

八千代市建設工事等暴力団排除措置要領

平成11年11月15日制定

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、法人等の役員等が、暴力団関係者であること又は暴力団関係業者を利用していることなどが判明した場合における指名除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建設工事等 建設工事の請負、建設工事に係わる設計、調査及び測量等の委託業務、道路、河川及び下水道等の維持管理委託業務、建設資材等の納入、その他委託業務、物品の購入、修繕、借入れ、売払い、交換及び製造並びに印刷の請負をいう。

二 有資格業者 八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）に基づき作成された競争入札参加資格者名簿に登録された者をいう。

三 法人等 法人、その他の団体又は個人をいう。

四 役員等 法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、法人以外の団体の場合は代表者又は理事等の経営に実質的に関与している者、個人の場合はその者並びに支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

五 暴力団 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。

(管轄警察署への照会)

第3条 市長は、千葉県警察以外の機関等から有資格業者又は有資格者の役員等が別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったときは、本市を所轄する警察署に対して照会するものとする。

（入札参加除外措置等）

第4条 市長は、有資格業者が措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を入札から除外する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 市長は、有資格業者のうち共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「組合等」という。）を前項の規定により指名から除外するときは、当該組合等の構成員のうちの有資格業者についても、当該組合等の入札参加除外措置を受ける期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加除外措置を行うものとする。

（入札参加除外の通知）

第5条 市長は、前条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、市長が特に通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

（一般競争入札からの除外）

第6条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外措置を受けている者の入札参加資格を認めないものとする。

2 市長は、入札参加資格を認めた者が開札までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

3 市長は、落札決定された者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すものとする。

（指名競争入札からの除外）

第7条 市長は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外措置を受けている者を指名しないものとする。

2 市長は、指名を受けた者が開札までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 市長は、落札決定された者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すものとする。

(随意契約からの除外)

第8条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としないものとする。

一 入札参加除外措置を受けている者

二 有資格業者以外の者で措置要件のいずれかに該当すると認められた者

三 前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

(下請負等の禁止)

第9条 市長は、建設工事等について、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者が工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

(建設工事等若しくは業務の妨害又は不当要求の際の措置)

第10条 市長は、建設工事等の受注業者又は下請業者が暴力団関係者により妨害又は不当要求を受けた際は、契約課長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。また、当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、建設工事等の受注業者の下請業者が、暴力団関係者により妨害又は不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導をするものとする。

(契約の解除)

第11条 市長は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が本項各号に該当すると

きは、契約を解除し、第4条の規定に基づく入札参加除外の措置を行うことができる。

- 一 受注者が、措置要件のいずれかに該当したとき。
- 二 受注者が、下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、その相手方が措置要件のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 三 受注者が、措置要件のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（関係機関への協力要請）

第12条 市長は、この要領に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

（八千代市建設工事等暴力団排除措置審査会の設置）

第13条 市に八千代市建設工事等暴力団排除措置審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、第4条に規定する入札参加除外措置に関する事項その他建設工事等からの暴力団の介入の排除に関し必要な事項について審議を行う。
- 3 審査会は、本市を所轄する警察署との密接な連携のもとに運営するものとする。

（審査会の組織）

第14条 審査会の構成は、八千代市競争入札等業者選定審査会規程（昭和46年訓令甲第4号）第3条から第5条を準用する。

（会議）

第15条 審査会の会議は、八千代市競争入札等業者選定審査会規程（昭和46年訓令甲第4号）第6条を準用する。

（庶務）

第16条 審査会の庶務は、財務部契約課で行う。

附 則

この要綱は、平成11年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
1 法人等の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が法人等の経営に実質的に関与しているとき	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 法人等の役員等が、自社、自己若しくは第三者に不正の利益を図り、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過しかつ改善されたと認められる日まで
3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき	当該認定をした日から6か月を経過しかつ改善されたと認められる日まで
4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき	当該認定をした日から6か月を経過しかつ改善されたと認められる日まで
5 法人等の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過しかつ改善されたと認められる日まで